○国税庁告示第四号

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）第十八条第三項第二号の規定に基づき、国税庁の保有する個人情報の開示請求に係る手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件（平成十七年国税庁告示第八号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年二月十六日

国税庁長官　林　信光

熊本国税局の項中「中央区二の丸一番二号」を「西区春日二丁目十番一号」に改め、旭川中税務署の項中「宮前通東四千百五十五番三十一」を「宮前一条三丁目三番十五号」に改め、大船渡税務署の項中「下館下」を「下舘下」に改め、長井税務署の項中「高野町二丁目七番三十七号」を「四ツ谷一丁目七番十五号」に改め、喜多方税務署の項中「中島七千五百十三番地三」を「花園三十八番」に改め、浦和税務署の項中「浦和区常盤四丁目十一番十九号」を「中央区新都心一番地一」に改め、熊本西税務署の項中「中央区二の丸一番四号」を「西区春日二丁目十番一号」に改め、熊本国税不服審判所の項中「中央区二の丸一番三号」を「西区春日二丁目十番一号」に改める。

○農林水産省告示第三百十九号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十七年二月十六日

農林水産大臣　西川　公也

一　登録更新年月日及び登録更新番号

平成二十六年十一月三十日　第八十五号

二　登録認定機関の名称及び住所

石川県　石川県金沢市鞍月一丁目一番地

三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類

有機農産物

四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地

(1)　認定を行う区域

石川県

(2)　認定を行う事業所の所在地

石川県金沢市鞍月一丁目一番地

○農林水産省告示第三百二十号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第十八条第一項の規定に基づき品種登録をしたので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

平成二十七年二月十六日

農林水産大臣　西川　公也

Ⅰ　品種登録の番号、品種登録の年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、育成者権の存続期間、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに出願公表の年月日

1　品種登録の番号　第23452号

2　品種登録の年月日　平成27年2月3日

3　登録品種の属する農林水産植物の種類

Fragaria L.

4　登録品種の名称　真紅の美鈴（しんくのすず）

5　育成者権の存続期間　25年

6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所

成川昇

千葉県大網白里市大網2893－5

7　出願公表の年月日　平成24年2月20日

Ⅱ　登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名

登録品種ごとの登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名は次のとおりである。（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省食料産業局新事業創出課に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年二月十六日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　福岡県田川郡添田町大字英彦山字谷頭三八、六六二から六六四まで、字先大門一五四、字石佛一六〇の二、字大和一八三

二　指定の目的　水源の涵養（かんよう）

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年二月十六日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　福岡県田川郡福智町弁城四一・四二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び福智町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年二月十六日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　福岡県田川郡添田町大字桝田字久前七二九、七五六

二　指定の目的　水源の涵養（かんよう）

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字久前七二九・七五六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年二月十六日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　熊本県山鹿市鹿北町芋生字山ノ口一九二五の二〇、一九二五の二一、一九二五の四四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字山ノ口一九二五の二〇・一九二五の二一・一九二五の四四（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年二月十六日

農林水産大臣　西川　公也